

令和7年7月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

} 様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 工藤大輔

ガソリン税の暫定税率の廃止を求める意見書

国民生活を守るため、ガソリン税の暫定税率の廃止に向けた協議を加速させ、早期に廃止するよう強く要望する。

理由

我が国では、現在、世界的な原材料やエネルギーの高騰、また、円安などの影響で、ガソリンをはじめとするエネルギー価格の高騰が続き、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。特にガソリン価格においては、その約40%が各種税金によるものであり、国民の家計に重くのしかかる構造となっている。

中でも、ガソリン税に上乗せされている暫定税率は、昭和54年以降、1リットル当たり25.1円が上乗せされて課税されてきたが、本来、時限的な措置として導入されたにもかかわらず、東日本大震災津波以降は復興財源の確保を目的として継続されてきた。しかし、震災復興事業も一定の進展を見せている今、その継続理由は薄れつつある。

昨今の国民負担率は50%近くにまで上昇しており、世界的にも高水準にある中で、税負担の見直しは不可避の課題であり、ガソリン税の暫定税率の廃止、また、トリガー条項の凍結解除など、減税に向けた法制度の見直しが求められている。

よって、国においては、国民生活を守るため、ガソリン税の暫定税率の廃止に向けた協議を加速させ、早期に廃止するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。